

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関連事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、予防接種関連事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

福岡県八女市長

## 公表日

平成27年6月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事業
②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内在住の者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 番号法においては、別表第一表項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	・e-AFFECT健康管理システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の10の項 【各手続の根拠】 予防接種法第5条、第6条、第15条、第28条 予防接種法施行令第6条の2 予防接種法施行規則第2条の3、第10条から第11条の31まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の17の項、同18の項、同19の項  【特定個人情報を提供できる根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部健康推進課
②所属長	健康推進課長 丸山 ヒト恵
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八女市総務部総務課総務法制係 八女市本町647番地 0943-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八女市市民福祉部健康推進課 八女市本町647番地 0943-23-1201 / 0943-23-1352

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

